

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 30 年 9 月 25 日 (火) 第 9 0 3 9 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (557) (水環境保全課) . . . . . 2
	貸付金の元利償還金の収納事務の委託 (558) (教育委員会事務局人権教育課) . . . . . 2

# 告 示

## 鳥取県告示第557号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称  
倉吉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和52年3月1日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
追加する部分  
倉吉市幸町

---

## 鳥取県告示第558号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年9月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
ニッテレ債権回収株式会社
- 2 委託した貸付金の元利償還金  
鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号4030058、4040128、4070200、4070240、4110049）及び鳥取県育英奨学資金（奨学生決定番号414067、415094、420010、423177、424089、424141、426107、4151412、4161157、4161180、4161376、4171281、4171470、4171579、4171617、4181045、4181394、4181630、4191015、4191090、4191327、4191363、4191530、4191544、4191625、4201070、4201330、4201436、4201633、4211112、4211215、4211593、4211597、4211633、4211671、4221050、4221097、4221326、4221501、4221502、4221512、4221599、4231347、4231429、4231436、4251018、4251039、4251259、4251390、4251404、4251421）
- 3 委託期間  
平成30年8月15日から平成32年2月29日まで